

船舶事故調査報告書

令和4年7月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故種類 | 転覆 |
| 発生日時 | 令和3年7月11日 07時05分ごろ |
| 発生場所 | 宮城県気仙沼市大谷漁港南東方沖 大谷港向山防波堤灯台から真方位141° 1.5海里付近 (概位 北緯38° 47.9′ 東経141° 35.8′) |
| 事故の概要 | 漁船岩貞丸は、たこ籠の揚収作業中、転覆した。 |
| 事故調査の経過 | 令和3年8月24日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 岩貞丸、0.4トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | MG3-47742（漁船登録番号）、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、二級小型 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 船外機に濡損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m、潮汐 下げ潮の中央期 |
| 事故の経過 | <p>本船は、和船型の船外機船で、船長が1人で乗り組み、水深約30m、底質岩の漁場で、長さ約120mの幹縄に仕掛けておいたたこ籠の西端の目印であるボンデン付近で船首を南南東方に向け、たこ籠の揚収作業を開始した。</p> <p>船長は、右舷船首部に設置した巻揚機のそばに立って揚収作業を行っていたところ、たこ籠が海底の岩に根掛かりした。</p> <p>船長は、最後のたこ籠だったので巻揚機を停止しなくても他端から揚げれば根掛かりを解消できると思い、船外機を操作しようと巻揚機を作動させたまま船尾側に移動していたとき、本船が、緊張した状態の幹縄に引き込まれるように右舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>船長は、転覆した本船に掴まっていたところ、付近にいた僚船に救助された。</p> <p>本船は、別の僚船により、大谷漁港までえい航された。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> |
| 分析 | 本船は、揚収作業中、たこ籠が根掛かりした際、船長が、右舷船首部に設置した巻揚機を作動させたまま揚収作業を継続したことから、たこ籠の幹縄にかかる張力により引き込まれ、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、本船が、揚収作業中、たこ籠が根掛かりした際、船長が、巻揚機を作動させたまま揚収作業を継続したため、たこ籠の幹縄にかかる張力により引き込まれ、右舷側に傾斜して転覆したものと考 |

| | |
|--------------|--|
| | えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、漁具が根掛かりした場合、速やかに巻揚機を停止すること。 |